

札幌市立円山小学校保護者と先生の会

円山小学校 P T A 会則

2025 年度改訂版

2025 年 3 月発行

この資料は「札幌市立円山小学校保護者と先生の会会則」「同委員会規則」に基づいて作られています。保護者と先生、学校と家庭とが、子どもの教育について互いに理解し合い、協力し合って「児童の健全な成長を図る」ことを目的として活動しています。ハンドブックとともにこの資料をお手元において、学年・学級・専門委員会の活動の際にご参照ください。

PTAの目的

PTAの目的

PTAは、保護者と教職員、家庭と学校とが協力して、子どもの健全な成長を図る目的で組織されています。Pは英語の「保護者」、Tは「先生」、Aは「会」の頭文字を表しており、従ってPTAとは「保護者と先生の会」の略称です。昭和42年6月23日の社会教育審議会報告では、次のように定義されています。

「PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の郊外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」

円山小学校のPTAも、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域社会における子どもの幸福な成長を図ることを目的としています。

具体的には次のような活動をしています。

- (1) 教育に関する研修や懇談
- (2) 子どもの生活の指導、環境の整備・充実
- (3) 会員相互の交流、学校や家庭・地域社会との連携
- (4) 学校教育への協力
- (5) その他、必要と認められる事業負債

PTAの心構え

PTAで大切なことは、保護者と先生が互いに理解し協力してPTAの活動を進め、それぞれの立場から意見や能力を提供しあい、子どもの健全な成長を願い活動に発展させることです。

PTA活動はボランティア活動に支えられていますので、保護者会員も教職員会員も各自の勤務や生活の時間などに都合をつけて活動に参加していただいています。

PTAは学校や地域に根差した活動を進めていますが、PTA活動は組織ですので、PTA総会で決定した活動目標や事業計画に従い、各種委員会（教養・社会・広報・フェスティバル）による委員会活動や係活動、学年・学級PTA活動によって展開されます。

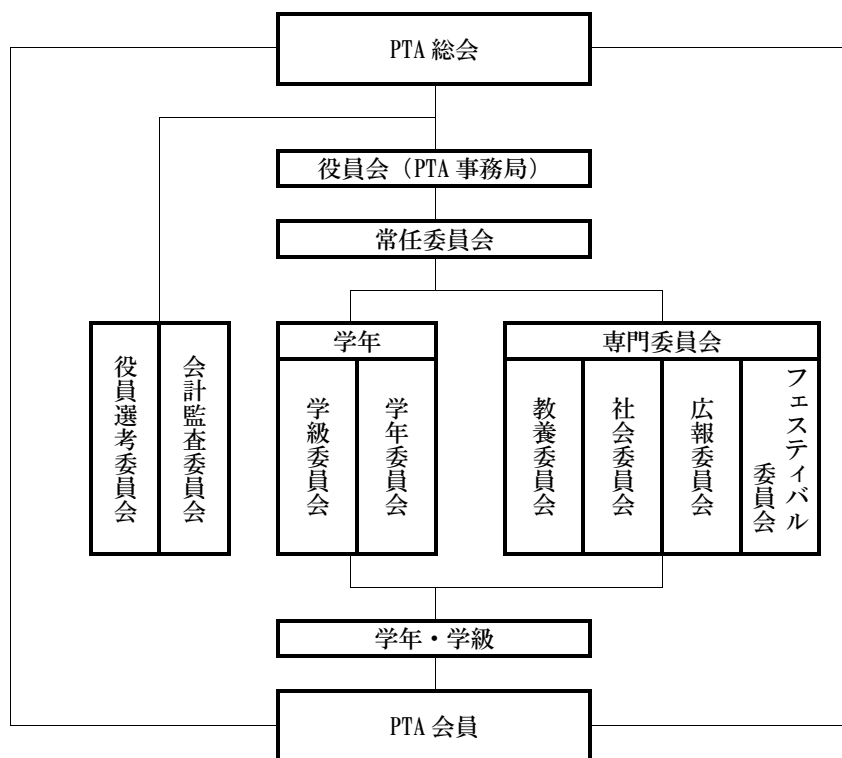
本校では、原則として全会員が委員または係の活動に参加します。「自分たちの会」の意識のもとに活動を進めていきます。

目次

札幌市立円山小学校保護者と先生の会 会則	3-4
委員会規則、内規	4
個人情報取扱規則	5

組織と運営

円山小学校PTAは次のような組織になっています。



1 役員（事務局）

役員とはPTA会長・PTA副会長・総務・会計を総称しています。

2 委員

委員とは、各学級で選出した5名の学級委員（学級委員長・教養・社会・広報・円山フェスティバル）を呼びます

3 学年委員会

当該学年の学級委員長をもって構成し、学年PTA活動のまとめ役となります。常任委員会にも出席します。

4 学級委員会

学級委員会は5名の学級委員をもって構成し、学級PTA活動の企画推進役となります。

5 役員選考委員会

役員選考委員会は、各学年から選出された委員6名と教職員から選出された2名で構成され、次年度の事務局役員候補者を選考します。

6 会計監査

会計監査は、3年生と5年生から選出された委員2名で構成されます。

PTA会計・経理を監査し、PTA総会・常任委員会で報告します。

7 常任委員会

常任委員会は、顧問・事務局役員・学級委員長・正副専門委員長をもって構成し、一般事項・総会提出事項を提案議決し、会務の連絡調整を図ります。

札幌市立円山小学校保護者と先生の会 会則

第1条 この会は、札幌市立円山小学校保護者と先生の会（円山小PTA）と称し、事務局を同校内におく。

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、第2条の目的達成のため、次の活動をする。

- （1）教育に関する研修や懇談
- （2）児童の生活の指導、環境の整備・充実
- （3）会員相互の交流、学校や家庭・地域社会との連携
- （4）学校教育への協力
- （5）その他、必要と認められる活動

第4条 この会は、次の会員をもって構成する。

- （1）円山小に在籍する児童の保護者
- （2）円山小の教職員

第5条 この会は次の役員をおき、任期を1年とし、再任を妨げない。

- （1）会長（保護者）
- （2）副会長若干名（保護者、教頭）
- （3）総務若干名（保護者、教職員）
- （4）会計2名（保護者1名、教職員1名）
- ・役員は他の役員を兼任することはできない。
- ・役員は、役員選考委員会の選考を得て、総会において承認、選任される。
- ・役員選考委員会の選考を得ない者は、立候補することができない。
- ・教職員がなる役員は、校長が推薦する。

第6条 この会は、会計監査（保護者2名）をおく。任期は1年とし、役員を兼任することは出来ない。会計監査は、会計・経理を監査し、常任委員会・総会に報告する。

第7条 役員は、次の職務を行う。

- （1）会長は、会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- （3）総務は、事務一般を処理し、各種会議の運営ならび議事の記録にあたる。
- （4）会計は、一切の会計・経理に関する事務を処理する。

第8条 校長は、諸会議に出席し、審議に参加して、意見を述べる事ができる。しかし議決権はない。

第9条 この会は、顧問をおくことができる。顧問は常任委員の推薦により、会長が委嘱するものとし、要あるときは、諸会議に出席して、意見を述べる事ができる。

第10条 この会は、次の機関をおく。

- （1）総会（2）役員会（3）常任委員会
- （4）学年委員会（5）学級委員会
- （6）専門委員会（7）役員選考委員会

第11条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関として、役員選出・会務・会計決算・会計監査の報告・年度計画・予算の承認・会則の改廃・その他必要な事項を審議そして議決する。

- ・総会は、会長が招集する。
- ・定期総会は、原則として毎年4月に開催する。
- ・臨時総会は、常任委員会が認めたとき、また会員の十分の一以上の要請があるときに開催する。
- ・総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第11条の2 会長は役員会が必要と認めた場合、書面決議による総会、電磁的記録を用いた議決権行使書による総会を開催することができる。（令和6年度承認済）この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書ないし入力できる方法により行う。

第12条 役員会は、正副会長・総務・会計をもって構成する。そして、役員会は随時会長が招集し、会務について連絡調整を行い、諸会議に提出する議題を審議する。

第13条 常任委員会は、役員・学級委員長・正副専門委員長をもって構成し、この会の一般事項・総会提出事項を提案議決し、会務の連絡調整を図る。

- ・常任委員会は、随時必要に応じて会長が招集する。
- ・常任委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第13条の2 会長は役員会が必要と認めた場合、書面決議による常任委員会、電磁的記録を用いた議決権行使書による常任委員会を開催することができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書ないし入力できる方法により行う。

第14条 学年委員会は、学級委員長をもって構成し、その学年についての一般事項、及び常任委員会に提出する議題につき審議する。

第15条 学級委員会は、学級委員をもって構成し、その学級についての一般事項、及び学年委員会に提出する議題につき審議する。

第16条 各専門委員会は、各学級の委員をもって構成し、次の職務を行い、常任委員会に提出する議題につき審議する。

- (1) 教養委員会 会員の知識、教養の向上
- (2) 社会委員会 児童の校外生活の指導、教育環境の整備・充実
- (3) 広報委員会 広報誌の発行、及びその他の広報活動
- (4) 円山フェスティバル委員会 円山フェスティバルの計画・運営

第17条 役員選考委員会は各学年から選出された6名の委員と教職員2名をもって構成し、次の職務を行う。

- ・役員候補者の選考

第18条 必要に応じて常任委員会の議決により、臨時の委員会をおくことができる。

第19条 委員会の必要事項は、委員会規則に定める。

- ・この会の経費は、会費・寄付金、及びその他の収入をあてる。
- ・この会の会費は、総会において決定する。
- ・この会の会計は、総会によって決定された予算に基づいて執行し、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認されなければならない。
- ・この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- ・この会の運営についての規則は、この会則に反しない限り、常任委員会の議決により定め、改廃する。会長は、規則の制定または改廃があったときは、次期総会に報告しなければならない。
- ・この会則は、常任委員会において議決され、総会において出席者の過半数をもって改廃することができる。改正案はあらかじめ会員に知らされなければならない。

この会則は、平成 9 年4 月 1 日施行

この会則は、平成 18 年4 月 20 日一部改正

この会則は、平成 21 年4 月 16 日一部改正

この会則は、平成 23 年4 月 14 日一部改正

この会則は、平成 24 年4 月 17 日一部改正

この会則は、平成 26 年4 月 14 日一部改正

この会則は、令和 2 年11 月 9 日一部改正

この会則は、令和 7 年3 月 6 日一部改正

円山小学校PTA 委員会規則

第1条 この規則は、この会の各委員会の規則・運営・活動について定める。

第2条 各委員会の構成は、次の通りとする。

(1) 学級委員会

- ・各学級5名をもって構成し、そのうちから委員長1名を選出する。
- ・学級委員長を除く他の4名は、専門委員を兼任する。
- ・学級担任は、学級委員会に参加し、その審議に参加して意見を述べることができる。

(2) 学年委員会

- ・当該学年の委員長をもって構成し、そのうちから委員長1名を選出する。
- ・学級委員長は、常任委員となる。
- ・学年主任は、学年委員会に参加し、その審議に参加して意見を述べることができる。

(3) 専門委員会

- ・全学級の学級委員のうちから、専門委員会ごとに1名選出された専門委員により構成し、そのうちから委員長1名、副委員長1名を選出する。
- ・正副委員長は常任委員となる。

(4) 役員選考委員会

- ・保護者の役員は選考委員を兼ねることができない。
- ・この委員は、年度初めに選出し、任期は次年度の総会までとする。

(5) 常任委員会

- ・この委員会の構成は会則に定める。

第3条 各委員会の正副委員長は、委員の互選により選出する。

第4条 常任委員会は、委員長をおかない。議長は総務が行う。

第5条 各委員会は、委員長が招集する。常任委員会は、会長が招集する。

第6条 委員長は、その委員会を代表し議事を行う。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を行うことができない場合はこれにかわって職務を行う。

円山小学校PTA 内規

【慶弔費について】

- 1 会員及び児童が死亡した場合は、総額 25,000 円を限度として、香料・弔花を贈る。
- 2 会員が災害にあった場合、その都度、役員会にはかり災害の実情を考慮して、お見舞いの額を決定しお見舞いを贈る。
- 3 前項以外の特殊な場合、及び、特に功績のある者の表彰については、役員会または常任委員会にはかり決定する。

札幌市立円山小学校保護者と先生の会（PTA） 個人情報取扱規則

第1条 目的

札幌市立円山小学校保護者と先生の会（PTA）（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 事務局員、各委員会担当者とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 文書の送付
2. 会員名簿、委員会名簿の作成、PTA 活動における各種名簿の作成
3. 広報誌やホームページ等への掲載

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者又は取扱者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条 第三者提供の制限

個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び道、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第11条第1号から第4号の場合及び道、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条 情報公開等

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA 会長に報告する。

第16条 周知

本会は、PTA 事務局員、各委員会担当者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、周知・徹底を図るものとする。

第17条 苦情の処理

本会は、個人情報保護法九条の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

※個人情報の保護に関する法律
（苦情処理のための措置）

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第18条 改正

この「札幌市立円山小学校保護者と先生の会（PTA） 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、2019年4月19日より施行する。